

【ABC 消費者情報 Vol. 135】

◎スポーツジム等での契約トラブルにご注意！

近年、健康の維持やダイエットなどさまざまな理由でスポーツジム等を利用する人が増えています。それに伴い、契約時や利用時、解約時にトラブルが発生したという相談が多く寄せられています。

■相談事例

○スポーツジムの無料体験を受け、「本日中に入会すれば月会費が割引になる」と言われ入会手続きをした。しかし、身体の調子が悪くなったため解約を申し出たが、「キャンペーン期間中に入会しているため半年間はやめられない」と言われた。どうすればよいか。

■アドバイス

○契約書面や規約を必ず読み、内容を確認してから契約しましょう。契約書面や規約が渡されない場合には、スポーツジム等に出してもらおうよう求めましょう。

○キャンペーン等での入会金無料や月会費の割引を行っている契約においては、その条件として、一定期間は解約ができないことや、中途解約時に当初無料や割引にされていた料金を請求されることがあります。解約条件等については、最初にジムに説明を求め、十分確認しておきましょう。

○スポーツジム等の契約は原則クーリング・オフできません。契約は慎重に行いましょう。

○不安に思った場合やトラブルになった場合には、消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611